



長野県報

10 月 30 日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 655 号

目次

規 則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	2
--------------------------	---

告 示

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定（自然保護課）	2
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続（産業人材育成課）	2
公共測量の実施（6 件）（建設政策課）	3
公共測量の終了（5 件）（建設政策課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	8
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	10
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	51
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	53
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	53
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出（選挙管理委員会）	54

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（消防課）	55
長野県知事印の改刻（情報公開・法務課）	55
随意契約の相手方の決定（施設課）	55
特定調達契約に係る一般競争入札（道路管理課）	56
開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課）	58
特定調達契約に係る落札者の決定（医師・看護人材確保対策課）	58
特定調達契約に係る一般競争入札（水道・生活排水課）	59
特定調達契約に係る一般競争入札（産業人材育成課）	61
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	63

規 則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 7 年10月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第56号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則
長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
(4) 別表の 2 の(7)に掲げる手数料
第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。
(8) 別表の 2 の(22)に掲げる手数料（入学審査料に限る。）
第 2 条第 3 項第 3 号中「第 6 号」を「第 8 号」に改める。
附 則
この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

会 計 課

告 示

長野県告示第450号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第32条第 3 項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。
令和 7 年10月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名
東京都三鷹市上連雀 9－10－3 パストラル花水木 B－2
特定非営利活動法人生態工房 理事長 片 岡 友 美
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画
生態工房シナイモツゴ保護回復事業計画

自然保護課

長野県告示第451号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第 6 号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和 7 年11月 1 日から施行します。
令和 7 年10月30日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	条 項
工科短期大学校管理規則（平成 6 年長野県規則第49号）	第 8 条（専門課程に入学しようとする者（科目等履修生及び研究生を除く。）の入学願書及びその他必要な書類の提出に限る。）

産業人材育成課